

厚生労働省令第八十号

介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）及び障害者自立支援法（平成十七年法律第七十三号）の施行に伴い、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百三十四条第二項から第六項まで、第百三十五条第一項、第三項及び第四項、第百三十六条第一項及び第二項、第百三十七条第一項、第五項及び第七項、第百三十八条第一項、第百三十九条第二項及び第三項、第百四十条第一項及び第二項並びに介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第一条第一項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百三十三条の十九中「いずれかに」を「いずれにも」に改める。

第百四十四条第一項の次に次の五項を加える。

2 法第百三十四条第二項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び法第百三十四条第七項に規定する社会保険庁長官の同意に係る年金保険者（以下「特定年金保険者」という。）については当該年度の初日の属する年の八月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の八月二十五日とする。

3 法第百三十四条第三項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の十月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の十月二十五日とする。

4 法第百三十四条第四項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の十二月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の十二月二十五日とする。

5 法第百三十四条第五項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の翌年の二月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の翌年の二月二十五日とする。

6 法第百三十四条第六項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の翌年の四月二十五日とする。

第百四十四条の次に次の一条を加える。
(年金額の見込額の算定方法)
第百四十四条の二 法第百三十四条第二項から第六項までに規定する年金額の見込額は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一 法第百三十四条第二項に規定する年金額の見込額 当該年の八月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付（法第百三十一条に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の総額を十で除した額に十二を乗じて得た額

二 法第百三十四条第三項に規定する年金額の見込額 当該年の十月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を八で除した額に十二を乗じて得た額

三 法第百三十四条第四項に規定する年金額の見込額 当該年の十二月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を六で除した額に十二を乗じて得た額

四 法第百三十四条第五項に規定する年金額の見込額 当該年の翌年の二月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を四で除した額に十二を乗じて得た額

五 法第百三十四条第六項に規定する年金額の見込額 当該年の翌年の四月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を二で除した額に十二を乗じて得た額

2 前項各号の年金額の見込額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額を年金額の見込額とする。

第百四十五条第一項中「第百三十四条第一項の下に「から第六項まで」を加え、同項第二号中「法第百三十一条に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。」を削り、同条第二項中「法第百三十四条第二項に規定する社会保険庁長官の同意に係る年金保険者」を「特定年金保険者」に、「第

百三十五条第三項」を「第百三十五条第六項」に改め、「これらの特別徴収対象年金給付に国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による老齢基礎年金（以下「老齢基礎年金」という。）が含まれるときは当該老齢基礎年金に係る事項のみについて、老齢基礎年金が含まれないときは削り、「第四項」を「第九項」に改める。

第百四十七条第一号中「第百三十五条第二項」を「第百三十五条第五項」に改め、同条第三号中「第一項」の下に「（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）」を加える。

第百四十八条中「第百三十六条第一項」の下に「（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第百三十五条第二項」を「第百三十五条第五項」に改める。

第百四十九条中「第百三十六条第二項」の下に「（令第四十五条の二の第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(支払回数割保険料額の見込額の算定方法)
第百四十九条の二 法第百三十五条第四項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額については、次のとおりとする。

一 法第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知（法第百三十五条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収する場合を除く。）又は第四項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うときは、当該年度の保険料額を十二（ただし、十二とすることが適当でない）と認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。）で除して得た額に六を乗じて得た額

二 法第百三十四条第五項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うときは、当該年度の保険料額を十二（ただし、十二とすることが適当でない）と認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。）で除して得た額に四を乗じて得た額

三 法第百三十四条第六項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うときは、当該年度の保険料額を十二（ただし、十二とすることが適当でない）と認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。）で除して得た額に二を乗じて得た額

2 前項各号において算出される額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額を算出額とする。

第百五十条の見出しを「支払回数割保険料額等の納入方法」に改め、同条中「第百三十七条第一項」の下に「（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）」を加え、「支払回数割保険料額」の下に「又は支払回数割保険料額の見込額」を加える。

第百五十二條第一項及び第二項中「第百三十七條第五項」の下に「（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）」を加える。

第百五十三條に次の五項を加える。
2 令第四十五条の二において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の十二月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに進行ものとする。

3 令第四十五条の三において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の翌年の二月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに進行ものとする。

4 令第四十五条の四において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の翌年の四月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに進行ものとする。

5 令第四十五条の五において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の六月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに進行ものとする。
6 令第四十五条の六において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の八月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに進行ものとする。
第百五十四條中「第百三十八條第一項」の下に「（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）」を加え、同条第一号中「第百三十六條第一項」の下に「（令第四十五

